

第7回調整力等に関する委員会
資料5

調整力等に関する委員会 定義集

赤字部分は前回資料からの変更箇所

1.調整力等に関する委員会において定義の議論を深めていく用語

NO.	用語	単位	定義(現行の定義)	委員会における定義	備考
1	調整力	% 又はkW	—	一般送配電事業者が、供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要な発電機、電力貯蔵装置、ディマンドレスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの(但し、流通設備は除く。)の能力。	第6回調整力等に関する委員会資料6より
2	予備力	% 又はkW	—	供給区域の調整力以外の発電機の発電余力と上げ調整力を足したもの。	第6回調整力等に関する委員会資料6より
3	電源Ⅰ	kW	一般送配電事業者があらかじめ確保する電源等	左に同じ。	第3回電力基本政策小委員会資料5を基に作成。
4	電源Ⅱ	kW	一般送配電事業者からオンラインでの調整ができる電源等(電源Ⅰを除く)	左に同じ。	第3回電力基本政策小委員会資料5を基に作成。
5	電源Ⅲ	kW	一般送配電事業者からオンラインでの調整ができない電源等	左に同じ。	第3回電力基本政策小委員会資料5を基に作成。
6	上げ調整力	% 又はkW	—	供給区域の需要に対して供給する電気が不足となった場合に対し、電気を増加するための調整力	第6回調整力等に関する委員会資料6より
7	下げ調整力	% 又はkW	—	供給区域の需要に対して供給する電気が余剰となった場合に対し、電気の供給を抑制するための調整力	第6回調整力等に関する委員会資料6より
8	需給バランス調整に対応した調整力	% 又はkW	—	ライセンス制導入後に一般送配電事業者が、系統利用者のインバランスに対する電力量の補填や引き取りによって需給を一致させるために必要となる調整力。	第1回調整力等に関する委員会資料5より
9	周波数制御に対応した調整力	% 又はkW	—	ライセンス制導入後に一般送配電事業者が、系統の周波数を維持するために必要となる調整力であって、電力量の補給を伴わないもの。ただし、電源脱着直後の瞬時的な供給力減少対応においては、電力量の補給を伴うが、当該対応に用いる調整力は本調整力に含むものとする。	第1回調整力等に関する委員会資料5より
10	供給予備力	% 又はkW ※	供給計画において、供給能力合計から最大3日平均電力を差し引いたもの。	左に同じ。	電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインを参考に定義。
11	瞬動予備力	% 又はkW ※	負荷変動および電源脱着時の系統周波数低下に対して、即時に応動を開始し、急速(10秒程度以内)に出力を増加して、運転予備力が起動し負荷をとる時間まで、継続して発電可能な供給力をいい、部分負荷運転中のガバナフリー発電機余力がこれに当たる。	左に同じ。	出典)電気学会技術報告第977号(平成16年8月)
12	運転予備力	% 又はkW ※	並列運転中のものおよび短時間内(10分程度以内)で起動し負荷をとり、待機予備力が起動し負荷をとる時間まで継続して発電し得る供給力をいい、部分負荷運転中の発電機余力や停止中の水力、ガスタービンなどがこれに当たる。	左に同じ。	出典)電気学会技術報告第977号(平成16年8月)
13	待機予備力	% 又はkW ※	起動から並列、負荷をとるまでに数時間程度を要する供給力をいい、停止待機中の火力などがこれに当たる。	左に同じ。	出典)電気学会技術報告第977号(平成16年8月)
14	系統容量	kW	・長期の供給予備力の場合においては、平年気温時8月(北海道は12月)のH3の条件における需要予測値(kW)を指す。 ・前日または当日の運転予備力の場合においては、翌日または当日の最大需要予測値(kW)を指す。 ・当日の瞬動予備力の場合においては、時々刻々の需要予測値(kW)を指す。	左に同じ。	長期の系統容量は送電端、短期の系統容量は発電受電端で整理されている(委員会で現状の考え方を確認した結果に基づく)。
15	マージン	kW	電力系統の異常時又は需給ひっ迫時等の対応として、連系線を介して他の供給区域と電気を受給するため、又は電力系統を安定に保つために、各連系線の運用容量の一部として電力広域的運営推進機関が管理する容量をいう。	左に同じ。	業務規程第64条の「マージン」の定義より
16	LOLP (Loss-of-Load Probability)	回/年	ある期間において供給力不足が発生する確率。	左に同じ。	第4回調整力等に関する委員会資料3より
17	LOLE (Loss-of-Load Expectation)	時間/年	ある期間において供給力不足が発生する時間数や日数の期待値。	左に同じ。	第4回調整力等に関する委員会資料3より
18	EUE (Expected Unserved Energy)	kWh/年	ある期間における供給力不足の電力量の期待値。	左に同じ。	第4回調整力等に関する委員会資料3より
19	短時間需要変動	kW	概ね5分以内の周期の需要変動。	左に同じ。	第2回調整力等に関する委員会資料3-1より
20	時間内需要変動	kW	30分コマ内の需要の最大値(需要が減少傾向の場合は最小値)と30分平均値との差。	左に同じ。	第2回調整力等に関する委員会資料3-1より
21	需要想定誤差	kW	—	需要想定値(30分平均値)から需要実績値(30分平均値)の誤差。	第4回調整力等に関する委員会資料3より
22	需要変動	kW	—	30分平均値からの需要の変動。	第4回調整力等に関する委員会資料3より
23	電源脱着(継続)	kW	—	電源脱着による供給力の減少(脱着後の継続分)	第4回調整力等に関する委員会資料3より
24	電源脱着(直後)	kW	—	電源脱着による供給力の減少(脱着直後の瞬時的な減少分)	第4回調整力等に関する委員会資料3より
25	再エネ出力想定誤差	kW	—	発電計画値(30分平均値)から再エネ出力実績値(30分平均値)の誤差。	第4回調整力等に関する委員会資料3より
26	再エネ出力変動	kW	—	30分平均値からの再エネ出力の変動。	第4回調整力等に関する委員会資料3より
27	最大3日平均電力(H3)	kW	ある月における毎日の最大電力(1時間平均)を上位から3日とり平均したもの。「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における最大需要電力(kW)の算出方法として用いられている。1日最大ではなく、3日平均電力を用いるのは、特異な要因(気象の影響など)による影響度合いを小さくするためである。	左に同じ。	電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン、電力需要想定および電力需給計画算定方式の解説(日本電力調査委員会)を参考に定
28	下位5日平均値(L5)	kW	ある期間における発電実績(1時間平均)のうち下位から5日とり平均したもの。「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における水力、風力及び太陽光の供給力(kW)の算出方法として用いられている。	左に同じ。	電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインを参考に定義。
29	最大電力需要(H1)	kW	ある期間における電力需要(1時間平均)の最大値(kW)。	左に同じ。	
30	電力需給検証小委員会における最大電力需要(H1)	kW	需要見通しにおける電力需要(1時間平均)の最大値(kW)であり、H3(最大3日平均電力)に気温影響、経済影響等及び定着節電を加味し、過去5か年のH1/H3の平均比率を乗じて算出する。平年気温では考慮しない異常気温等の特殊要因が含まれる。電力需給検証小委員会における夏季及び冬季の需要見通しの最大電力需要の検証に用いられている。	左に同じ。	気温影響には、2010年度(中部、関西、及び九州管内は2013年度)を猛暑と想定。
31	残余需要	kW	—	需要電力(太陽光発電の自家消費分を除いたもの)から、太陽光発電(自家消費分を除く)及び風力発電の出力を控除した需要。	

※NO.5~8は、現状、系統容量に対する割合(%)で必要量が設定されているが、今後、再エネの導入拡大等によりこれまでと同様に%で表現するかどうかは本委員会の検討結果による。

2用語集

NO.	用語	説明	備考
1	ガバナフリー運転 (Governor-Free operation)	発電機の回転速度を負荷の変動のいかにかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機(ガバナ)により、系統周波数の変化に追従して出力を増減させる運転をいう。	出典)電気学会技術報告 第977号(平成16年8月)
2	負荷周波数制御 (LFC: Load Frequency Control)	定常時における電力系統の周波数および連系線の電力潮流を規定値に維持するため、負荷変動に起因する周波数変化量や連系線電力変化量などを検出し、発電機の出力を制御することをいう。	出典)電気学会技術報告 第977号(平成16年8月)
3	経済負荷配分制御 (EDC: Economic load Dispatching Control)	電力系統の安定かつ合理的な運用を目的に、各発電所(各発電機)に最も経済的になるよう負荷配分を行う制御をいう。	出典)電気学会技術報告 第977号(平成16年8月)
4	AFC (Automatic Frequency Control)	自動周波数制御装置。周波数を一定に保つために、時々刻々と変化する電力消費に合わせて、水力および火力発電所の出力を制御して電力系統の周波数を維持する装置。	出典)「電気事業事典」電気事業講座2008 別巻 ((株)エネルギーフォーラム 発行)
5	EPPS (Emergency Power Preset Switch)	緊急融通装置。交直変換設備における自動を受給する装置。	送配電等業務指針より
6	balancingグループ (BG: Balancing Group)	代表契約者制度。複数の新電力と一般電気事業者が一つの託送供給契約を結び、新電力間で代表契約者を選定する仕組み。グループを形成する新電力全体で同時同量を達成することとなり、グループ規模が大きくなるほどインバランスが生ずるリスクを低減できる。	第4回制度設計WG資料5-2より http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku_system/seido_sekkei_wg/pdf/04_05_02.pdf
7	FFC (Flat Frequency Control)	定周波数制御。連系線潮流に無関係に系統の周波数変化量だけを検出して、規定周波数を維持するように発電機出力を制御する方式。この方式は、50Hz系統では北海道、東京、60Hz系統では沖縄の電力会社各社で採用されている。また、TBC制御を採用している電力会社が連系線の事故により単独運転となった場合はFFC制御となる。	出典)電気学会技術報告 第977号(平成16年8月)
8	TBC (Tie line Bias Control)	周波数偏倚連系線電力制御。周波数の変化量とを同時に検出して、負荷変化が自系統内で生じたと判断した場合にのみ、自系統の発電機出力を制御する方式。自系統内の負荷変化量を地域要求量(AR)といい、(系統定数)×(系統容量)×(周波数変化量)+(連系線潮流変化量)で表される。この方式は、50Hz系統では東北、60Hz系統では沖縄以外の各電力会社で採用されている。	出典)電気学会技術報告 第977号(平成16年8月)
9	アデカシー	系統構成要素の計画外停止および運用上の制約を考慮し、消費者の要求する電力を供給する能力。	第1回地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会参考資料より http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/sougou/c/hiikikanrenkeisen/001_s01_00.pdf
10	セキュリティ	運用上の制約を考慮し、事故などの突然の擾乱に耐える能力。	第1回地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会参考資料より http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/sougou/c/hiikikanrenkeisen/001_s01_00.pdf
11	N-1故障	送配電線1回線、変圧器1台、発電機1台その他の電力設備の単一故障。	送配電等業務指針第55条より
12	N-2故障	送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障。	送配電等業務指針第57条より
13	FERC (Federal Energy Regulatory Commission: 連邦エネルギー規制委員会)	米国の規制機関で、州をまたぐ電力、天然ガス、石油に関わる事業を監督。	第2回調整力等に関する委員会資料4より
14	NERC (North American Electric Reliability Corporation: 北米電力信頼度協会)	北アメリカの基幹系統の信頼度評価のために設立された国際的な機関。系統信頼度を維持するための基準を作成。	第2回調整力等に関する委員会資料4より
15	欧州委員会 (European Commission)	欧州の政策実行機関で、法案の作成、行政執行を実施。	第2回調整力等に関する委員会資料4より
16	ACER (Agency for the Cooperation of the Energy Regulators)	欧州の規制機関の間の協調を図る機関。電力の国際取引に関連するガイドライン、系統利用・運用に関する共通規則(統一ネットワークコード)の策定等に携わる。	第2回調整力等に関する委員会資料4より
17	ENTSO-E (European Network of Transmission System Operators for Electricity)	欧州のTSO間の協調を図るため送電事業者の団体として設立された機関。欧州大の10力年系統計画の策定や、系統利用・運用に関する共通規則の策定等を実施。	第2回調整力等に関する委員会資料4より
18	計画外停止	発電所における突発的な事故あるいは計画になかった緊急補修など予期せぬ停止(送電設備の故障による停止も含む)をいう。ただし、軽負荷時間(23時から翌朝6時までの深夜時間)内に限定された停止は除く。	電力需要想定および電力需給計画算定方式の解説(日本電力調査委員会)より